

宿毛市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止と快適な生活環境の創設を図るため、宿毛市が交付する浄化槽設置整備事業補助金に係る補助対象、補助金額、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「浄化槽」とは浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

(補助金の交付)

第3条 宿毛市は、別記1に掲げる地域において、次条に該当する浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
2 前項の規定にかかわらず、別記2各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(補助対象浄化槽)

第4条 補助金の交付の対象とする浄化槽は、次の各号に掲げる条件をすべて満たした浄化槽とする。

- (1) 浄化槽法第4条第1項の規定による構造基準に適合するもの
- (2) 処理対象人員（以下「人槽」という。）50人以下の浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90%以上、放流水のBOD $20\text{mg}/\text{リットル}$ （日間平均値）以下の性能を有するもの
- (3) 処理対象人員10人以下の浄化槽に合っては、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合し、かつ小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき登録されたもの

(補助対象経費)

第4条の2 補助対象経費は、前項の浄化槽（付帯設備を含む）の設置及び配管（当該浄化槽への排水導入及びそれからの処理水放流にかかるものであって当該建築物の外部で敷地内の工事費に限る。）工事に要する費用とする（以下「補助対象経費」という。）。)

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち別表に定める額を限度額とする。

(補助金交付申請書等の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。)

は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して宿毛市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽工事費見積明細書
- (3) 設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画書
- (4) 国庫補助指針に適合するものとして登録された浄化槽にあっては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票
- (5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく登録証
- (6) 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (7) 浄化槽工事業の登録証又は特定工事業の届出書及び浄化槽設備士免状の写し
- (8) 宿毛市税及び高知県税の完納証明書
- (9) 住宅及び土地を借りているものは、賃貸人の承諾書
- (10) その他宿毛市長が必要と認める書類
(交付の決定及び通知書類)

第7条 宿毛市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 宿毛市長は、前条の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該補助金交付決定通知書を受けたのち、補助金の交付申請を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更等承認申請書（第4号様式）を宿毛市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定年月日から10日以内又は当該年度2月20日のいずれか早い日までに宿毛市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 補助対象者は、当該補助対象事業の属する年度に7年を加えた年度の末までに補助対象浄化槽を廃止しようとするときは、第1項に準じた承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は該当年度3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)に次の書類を添付して、宿毛市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書(浄化槽保守点検業者にあつては、担当の浄化槽管理士(昭和62年度以前の当該資格取得者にあつては、厚生大臣の指定した「小型合併処理浄化槽維持管理技術特別講習会」を受講した者に限る。)を明らかにする書類を添付すること。)の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法定点検依頼書(宿毛市において受付印を押して写しを取った後、指定検査機関に送付する。)
- (3) 浄化槽工事の出来高明細書及び支払金領収書の写し
- (4) 当該工事を行った浄化槽設備士が自ら工事の確認を行ったことを証するチェックリスト
- (5) 浄化槽設置配管完了図
- (6) 別に定める設置工事各工程ごとの写真
- (7) その他宿毛市長が定める書類
(交付額の確定)

第10条 宿毛市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額が確定し、補助金交付額確定通知(第6号様式)により、速やかに補助対象者に通知する。
(補助金の請求及び支払)

第11条 宿毛市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(第7号様式)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。
(補助金交付の取り消し)

第12条 宿毛市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 13 条 宿毛市長は、補助金の交付の取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現場確認等)

第 14 条 宿毛市長は、補助事業を適正に執行するため、あらかじめ指定した検査職員に命じ、補助対象浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認させるものとする。

- 2 補助対象者、当該工事を担当する浄化槽設備士等、検査職員から要請のあった者は、前項の現場確認に立ち会わなければならない。
- 3 宿毛市長又は検査職員は、補助事業の適正な実施の観点から、補助対象者及び関係業者に対し、補助事業又は当該浄化槽の状況について、改善、報告等を求めることができる。
- 4 補助対象者及び関係業者は、前項の要求があったときは、それに従わなければならない。

(譲渡等の届出)

第 15 条 補助対象者は、補助対象浄化槽を他の人に譲渡等をしたときは、その相手人に関係書類の引継ぎ及び浄化槽管理の説明を実施するとともに、1 か月以内に宿毛市長に譲渡等届出書（第 8 号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の譲渡等を受けたものは、この要綱及び関係法令上の地位を継承するものとする。
- 3 第 1 項の譲渡等を受けたものは、厚生労働省関係浄化槽法施行規則第 36 条第 3 項の規定により、1 か月以内に宿毛市長に浄化槽管理者変更報告書（高知県浄化槽事務取扱要領第 8 号様式）を提出しなければならない。
- 4 補助対象浄化槽を相続した者については、前 3 項を準用する。

(情報公開)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、宿毛市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく開示請求があった場合には、条例第 6 条に規定する非公開情報以外の項目は、開示を行うものとする。

(その他)

第 17 条 宿毛市長は、補助金交付目的の成就等の観点から次のことを定めることができる。

- (1) 補助対象浄化槽の浄化性能、耐久性能等を確保するために設置工事基準その他を別に定める

(2) 浄化槽設置後の保守点検及び清掃並びに法定水質検査の状況等について、設置者から報告を求めることができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、宿毛市補助金交付規則（昭和 48 年宿毛市規則第 9 号）及び別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 4 日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 4 日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1 (第 3 条第 1 項関係、補助対象地域)

公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業実施区域及び漁業集落環境整備事業実施区域以外の区域で宿毛市の区域の全域(詳細は別図のとおり)

別記 2 (第 3 条第 2 項関係、補助対象から除く者)

- (1) 浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査、又は建築基準法第 6 条第 1 項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られていない者
- (3) 浄化槽法に違反した行為があつて 2 年を経過しない者で、同法上の権限を有する行政官から補助対象としないよう要請があつた者
- (4) 専用住宅及び住宅部分の床面積が延べ床面積の 1/2 を超える兼用住宅以外の建築物に浄化槽を設置する者
- (5) 建売住宅に浄化槽を設置する者
- (6) 主たる生計の場として居住しない別荘等を設置する者
- (7) 宿毛市税及び高知県税に滞納がある者
- (8) 家屋の新築若しくは増築をする際に浄化槽を設置する者又は既存の合併処理浄化槽の更新若しくは改築をする者で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないもの
 - ア 他の市町村からの転入又は当市内の下水道等の集合処理施設に接続している家屋からの転居により家屋を新築する場合、子どもが分家独立した際に家屋を新築する場合、賃貸住宅から転居して家屋を新築する場合等の既存の汚水処理未普及解消につながる場合
 - イ 災害により必要となった家屋の建て替えに伴い設置する場合、災害により故障した浄化槽の更新又は改築をする場合等の災害復旧対応に資する場合

別表 (第 5 条関係、補助限度額)

| 人 槽 | 限 度 額 |
|---------|-----------|
| 5~10 人槽 | 300,000 円 |